

- 58年度
- サンドイッチ法を用いたクレチン症マス・スクリーニング用 TSH-EIA キットの基礎的検討（福士他），医学と薬学，10巻2号，489～494，1983。
 - 尿ろ紙中 VMA, HVA 測定による神経芽細胞腫マス・スクリーニング — 高速液体クロマトグラフィーを取り入れて — （佐藤（泰）他），小児科24巻 10号 1133～1140，1983。
 - 札幌市における神経芽細胞腫マス・スクリーニング（佐藤（泰）他），小児がんNo.19, 111～113, 1983。
 - 神経芽細胞腫マス・スクリーニングにおける尿中 VMA, HVA について（花井他），所報第11号。
 - 蛍光法による乾燥血液ろ紙中のアミノ酸測定について（浅野他），所報第11号。
 - 新生児の甲状腺機能について（福士他），所報11号。
 - 札幌市におけるクレチン症マス・スクリーニングについて（福士他），北海道の公衆衛生，9号，24～27, 1983。
 - マス・スクリーニングで発見された先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）の治療・追跡に関する全国調査成績，（中島博徳，高杉信男他），医学のあゆみ，127巻，9号，916～923, 1983。
 - 神経芽細胞腫マス・スクリーニング — VMA 反応の原理 — 他，（高杉，佐藤（泰）），母子愛育会編，95～99, 109～123, 139～146, 1984。
- 59年度
- プレート固相 EIA 法による乾燥濾紙血液中の 17-OHP および Cortisol の測定（水嶋他），所報第12号。
 - 神経芽細胞腫マス・スクリーニング — 高速液体クロマトグラフィーによる VMA, HVA の直接測定法（花井他），所報第12号。
 - ビオチニデース欠損症の新生児スクリーニング法の検討（山口（昭））所報第12号。
 - 神経芽細胞腫マス・スクリーニング結果（昭和59年度）（花井他），所報第12号。
 - クレチン症マス・スクリーニングにおける精度管理の検討（荒井他），ホルモンと臨床第32巻第9号。
 - 札幌市における神経芽細胞腫マス・スクリーニングについて（佐藤（泰）他），北海道の公衆衛生1984第10号。
 - マス・スクリーニングで発見された先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）の治療・追跡並びに周辺疾患に関する全国調査成績（昭和59年2月）（高杉他），日本小児科学会誌第12号（厚生省心身障害研究・クレチン症に関する研究班）。
 - 新生児甲状腺機能亢進症
— その原因，病態におよぼす TSH受容体 抗体抗甲状腺剤の影響についての検討 —
(福士他)，日本小児科学会雑誌 89巻3号(1985年)。
- 60年度
- 神経芽細胞腫における血清中 NSE と尿中 VMA, HVA — 腫瘍マーカとしての有用性 — (花井他)，所報第13号。
 - マイクロフルオロメトリーによるガラクトース血症スクリーニング法の検討（山口他），所報第13号。
 - マイクロコンピュータによるマス・スクリーニング管理システムについて（荒井他），所報第13号。

- 神経芽細胞腫マス・スクリーニング結果（昭和60年度）（花井他），所報第13号。
- 神経芽細胞腫マス・スクリーニングにおける尿中VMA, HVA測定値とその判定
（佐藤（泰）他），日本小児学会雑誌89巻，12号，2665-2671，1985。
- 神経芽細胞腫マス・スクリーニング — 尿中のVMA, HVA値による判定について —
（高杉他），日本医事新報，N 3216，28-32，1985。
- 札幌市における神経芽細胞腫マス・スクリーニングと発見頻度について（高杉他），小児科診療48巻5号，105-108，1985。
- 新生児尿におけるカテコールアミン最終代謝産物の経日的変動（高杉他），日本新生児学会雑誌22巻2号，417-420，1986。
- 6～11か月児における尿中VMA, HVA, Catecholamineの正常値と神経芽細胞腫スクリーニングへの応用（高杉他），小児外科17巻9号，1137-1142，1985。
- 尿中VMA・HVAと神経芽細胞腫重量との関係 — スクリーニング発見例を対象として —
（高杉他），小児外科17巻11号，1393-1396，1985。
- 札幌市における神経芽細胞腫マス・スクリーニングによる発見症例の検討 — 発見から確定診断までを中心として —（高杉他），小児科診療48巻11号，24-28，1985。
- 各種腫瘍マーカーによる診断技術の進歩 VMA, HVA（高杉他），小児外科18巻1号，79-85，1986。
- 血沈と血清Lactate dehydrogenase値の神経芽細胞腫スクリーニング発見例および同月齢正常児における比較検討（高杉他），小児科診療49巻2号，300-303，1986。
- 神経芽細胞腫スクリーニング発見例に対する画像診断法 — 数量化による評価の試み —
（高杉他），小児科診療49巻3号，423-426，1986。
- Neuron Specific EnolaseのRadioimmunoassayの基礎的検討と神経芽細胞腫スクリーニングの応用（福士他），医学と薬学第15巻第2号，563-567，1986。
- Neonatal Screening for Congenital Adrenal Hyperplasia in Japan
(Takasugi他), Congenital Adrenal Hyperplasia P103~110
(Annals of the New York Academy of Sciences)。
- Neonatal Hypothyroid Screening by Enzymeimmunoassay for TSH
(Fukushi他), Iodine Deficiency Disorders and Congenital Hypothyroidism, 1986, P166~175。(1985, 9/1 サンパウロ第7回国際甲状腺会議 Proceeding)

II 理化学関係

- 56年度 ① 札幌市における一般住居の室内環境について(第1報) — 冬期間の実態調査成績 — (浦嶋他), 所報第9号。
② 羊毛防虫加工剤DTTBの含有量実態調査(大谷他), 所報第9号。
③ 高速液体クロマトグラフィーによる食品中のビタミンAとビタミンEの同時定量について(吉田他), 所報第9号。
④ 食品中の天然着色料の分析について(花井他), 所報第9号。
- 57年度 ① 札幌市における地下水の概況について(第1報)(佐藤他), 所報第10号。
② 札幌市における一般住居の室内環境について(第2報) — 冬期間の温湿度分布 — (大谷他), 所報第11号。
③ プロピレンジコールの1日摂取量について(小塙他), 所報第10号。
④ 札幌市民の食品添加物1日摂取量について(白石他), 所報第10号。
- 58年度 ① 水中アンモニアのオルトフタルアルデヒドによるけい光定量について(佐藤(稔)他), 所報第11号。
② 札幌市における一般住居の室内環境について(第3報) — 季節変動 — (大谷他), 所報第11号。
③ 札幌市における一般住居の室内環境について(第4報) — 冬期間における部屋別比較 — (浅井他)。
④ 札幌市における学校給食中の無機質含有量について(西野他), 日本公衆衛生雑誌31巻1号 43~47。
⑤ 有機酸5項目の1日摂取量について(白石(由)他), 所報第11号。
⑥ 食物消費パターン別にみた食品添加物と栄養素の1日摂取量の検討(立野他), 所報第11号。
⑦ 日本人の安息香酸, デヒドロ酢酸, プロピオン酸およびそれらの塩類ならびにパラオキシ安息香酸, エステル類などの各種保存料の1日摂取量について(豊田(国立衛試大阪支所), 白石他), 日本栄養・食糧学会誌, 36(6) 467~480, 1983。
⑧ 日本人の亜硫酸およびその塩類(漂白剤)の1日摂取量について(豊田(国立衛試大阪支所), 白石他), 日本栄養・食糧学会誌, 36(6) 481~488, 1983。
⑨ マーケットパッケット方式による日本人の各種食品添加物の1日摂取量の推定(豊田(国立衛試大阪支所), 白石他), 日本栄養・食糧学会誌, 36(6) 489~497, 1983。
- 59年度 ① 水中アンモニアのオルトフタルアルデヒドによりけい光定量について(第2報)(佐藤(稔))。 所報第12号。
② 札幌市における一般住居の室内環境について(第4報)(大谷他) 所報第12号。
③ 札幌市における一般住居の室内環境について(第5報) — 居室内におけるダニ相 — (川村他), 所報第12号。
④ 札幌市における学童及びその両親の食生活実態調査(第1報)(小塙他), 所報第12号。
⑤ 加工食品からの糖類1日摂取量について(小塙他), 日本公衆衛生雑誌32(2) 85~89, 1985。
⑥ 高速液体クロマトグラフィーによる鶏肉及び鶏卵中のアンプロリウムの定量(山口他), 食

品衛生学雑誌 26(6), 499~504, 1984。

- マーケットバスケット方式による日本人のメチルセルロース, CMC, 総合硫酸塩およびエルソルビン酸塩の1日摂取量の推定(白石他), 日本栄養・食糧学会誌 38(1), 33~38 1985。
- 60年度 ○札幌市における一般住居の室内環境について(第6報) —ダニ・カビ類の季節的消長について—(大谷他), 所報第13号。
- 食物繊維(セルロース)の有害金属に対する吸着効果について(山本他), 所報第13号。
- 札幌市における学童及びその両親の栄養摂取量等の季節変動について(阿部他), 所報第13号。
- マーケットバスケット方式による日本人の6種有機酸, 3種アミノ酸, 4種核酸, オルトリン酸などの1日摂取量について(白石(由)他), 日本栄養・食糧学会誌 38(2), 101~107 1985。

III 公害関係

- 56年度 ①札幌市内3工場におけるトルエン発生源調査について(木木他), 所報第9号。
②河川底質調査(第1報)ー札幌市内河川底質中のLASについてー(大森他), 所報第9号。
③河川底質調査(第2報)ー濃度相関マトリックス法による札幌市内の河川底質の検討ー(湯浅他), 所報第9号。
④札幌市内の河川における水生生物相(第2報)ー豊平川の底生動物及び付着珪藻ー(中島他), 所報第9号。
⑤札幌市内における河川の水質変動について(第2報)ー新川水系についてー(鈴木他), 所報第9号。
- 57年度 ⑥札幌市内の河川における水生生物相(第3報)ー豊平川における付着珪藻植生の変化についてー(中島他), 所報第10号。
⑦札幌市内の鉄物工場からのシアン化合物排出について(小林他), 所報第10号。
- 58年度 ⑧メンプランフィルター法による河川水中ふん便性大腸菌群の検討(赤石他), 所報第11号。
⑨市内排水路水質検査結果の解析(第1報)(中島他), 所報第11号。
⑩河川水中の多環芳香族炭化水素の分析(鈴木(欣)他), 所報第11号。
- 59年度 ⑪札幌市におけるスパイクタイヤに係る道路粉じんの調査結果(坪井他), 所報第12号。
⑫マイクロコンピュータによる水質検査データ入出力プログラムについて(中島他), 所報第12号。
⑬誘導結合プラズマ発光分析法による内標準補正法を用いた重金属の分析について(小林他), 所報第12号。
- 60年度 ⑭札幌市における多環芳香族炭化水素の動向(鈴木(寿)他), 所報第13号。
⑮メンプランフィルター法による河川水中ふん便性大腸菌群の検出について(赤石他);
全国公害研会誌第9巻第2号(通巻第18号)。

○札幌市衛生研究所条例

(昭和37年3月31日)
(条例第12号)

(最終) 48年3月条例第10号(同時に題名も変更)
(改正)

(設置)

第1条 本市は、保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究(以下「試験等」という。)を行ない、公衆衛生の向上を図るため、衛生研究所(以下「研究所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
札幌市衛生研究所	札幌市中央区南9条西7丁目

(使用料及び手数料)

第3条 研究所において行なう業務又はその設備の使用については、この条例の定めるところにより使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 前項の使用料等の額は、健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)の規定による療養に要する事業を行なう法人に請求すべき費用の額の8割以内において市長が定める。ただし、法に定めないものについては、法の規定による療養に要する費用の算定方法に準じて市長が定める。

(使用料等の納付)

第4条 使用料等は、設備の使用、試験等の依頼又は証明書の交付の際納めなければならない。

2 既に納めた料金若しくは試験等のため提出した物件は、これを還付しない。

(減免)

第5条 貧困又は災害等により、料金を納める資力がないと認める者その他特別の事由があると認められる者については、市長において、これを減免することができる。

2 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受ける者については、前項の規定にかかわらず特別の取扱いをすることができる。

(賠償)

第6条 設備の使用者又は入所者が建物、設備及びその他の物件をきそんし、若しくは滅失したときは、市長の定めるところにより、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

○札幌市衛生研究所条例施行規則

(昭和37年3月31日)
(規則第16号)

(最終改正) 63年3月

(目的)

第1条 この規則は、札幌市衛生研究所条例(昭和37年条例第12号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用及び依頼の手続)

第2条 衛生研究所(以下「研究所」という。)の設備を使用又は保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究(以下「試験等」という。)を依頼しようとする者は、次の各号に掲げる申込書を衛生研究所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 研究所の設備の使用については、使用申込書(様式1)
- (2) 試験等の依頼については、試験等申込書(様式2)

(使用料及び手数料)

第3条 条例第3条第2項の規定による使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額は、別表に定めるもののほか、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和33年厚生省告示第177号)別表第1診療報酬点数表(甲)により算定した額の8割相当額とする。

(使用料等の納入時期)

第4条 使用料等は、次の各号の一に該当する場合のほか、設備の使用、試験等の依頼、証明書の交付等のつど直ちに納めなければならない。

- (1) 試験等の結果が判明しなければ、料金を算出し難いとき
- (2) その他市長が特別な事由があると認めたとき

(減免の手続)

第5条 条例第5条の規定により、使用料等の減免を受けようとする者は、減免申請書(様式3)を市長に提出しなければならない。

2. 災害のため、使用料の減免を受けようとする者は、前項の規定による減免申請書にその事実を証明する文書を添えなければならない。

3. 市長は、第1項に規定する減免申請書を受理したときは、その内容を審査し結果を通知するものとする。

(成績書等の交付)

第6条 所長は、試験等の結果が判明したときは成績書、検査書等を交付する。

2. 成績書等の様式は、別に定める。

附 則

1. この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

別 表

種 別			単位	料 金	摘 要
疫 学 試 験 検 查	食 檢 品 細 菌 査	一 般 生 菌 数	1 項目	2,600 円	
		大 腸 菌 群	1 項目	2,600 円	
		各 種 細 菌 檢 查	1 項目	3,900 円	
ウ 檢 イ ル ス 査	中 和 試 験 組 織		1 項目	10,000 円	
	分 離 培 養 檢 查	動 物	1 檢体	10,200 円	
		組 織	1 檢体	13,000 円	
臨 床 檢 查	妊 婦 甲 状 腺 機能 檢 查		1 檢体	1,000 円	
理 化 学 試 験 檢 查	水 質 檢 查	飲 料 水	化 学 檢 查 普通法	1 檢体	3,600 円
			精 密 法	1 檢体	59,000 円
		細 菌 檢 查		1 檢体	1,800 円
	浴 場 水	化 学 檢 查		1 檢体	3,000 円
		細 菌 檢 查		1 檢体	1,800 円
		化 学 檢 查		1 檢体	1,800 円
	化 学 檢 查	細 菌 檢 查		1 檢体	1,200 円
		簡 易 物 理 檢 查	1 項目		1,200 円
		簡 易 な も の	1 項目		1,800 円
		や や 複 雜 な も の	1 項目		3,600 円
		複 雜 な も の	1 項目		6,000 円
	低沸点有機ハロゲン化合物			1 檢体	24,000 円 4 項目まで。5 項目からは 1 項目 増すごとに 4,800 円を加算する。
	生 物 同 定 檢 查			1 檢体	1,200 円
檢 查	家庭 用 品 檢 查	漏 水 試 験	1 項目	1,200 円	
		落 下 試 験	1 項目	1,200 円	
		耐 酸 性 試 験	1 項目	1,200 円	
		耐 アルカリ性試験	1 項目	1,200 円	
		圧 縮 変 形 試 験	1 項目	1,200 円	
		塩 化 水 素 又 は 硫 酸	1 項目	1,500 円	

種 別		単位	料 金	摘 要
理化 学 試 験 検 査	水酸化ナトリウム又は 水酸化カリウム	1項目	1,500円	
	ホルムアルデヒド	1項目	6,000円	
	塩化ビニル	1項目	7,000円	
	有機水銀化合物	1項目	9,600円	
	メタノール	1項目	9,600円	
	トリクロロエチレン及び テトラクロロエチレン	1検体	24,000円	
	ディルドリン	1項目	25,000円	
	D T T B	1項目	30,000円	
	ビス(2・3-ジブロムプロピル) ホスフェイト化合物	1項目	30,000円	
	T D B P P	1項目	27,400円	
食 品 検 査	A P O	1項目	27,400円	
	牛 乳	化学検査	1検体	6,000円 アルコール定性試験を行う場合は、 1,000円を加算する。
	乳製品	無脂乳 固形分	1項目	5,900円
		乳 脂 脂肪 分	1項目	5,000円
	清涼飲料水	化学検査	1検体	32,000円
	器 具 及 び	蒸発残留物	1項目	2,000円
	器 具 及 び	過マンガン酸カリウム 消 費 量	1項目	2,000円
	器 具 及 び	重金属硫化物試験	1項目	2,000円
	容 器 包 装	モノマー (揮発性物質)	1項目	15,000円
		ホルムアルデヒド	1項目	6,000円
		フェノール	1項目	1,000円
		クレゾールリン酸 エス テル	1項目	10,000円
		ジブチルスズ化合物	1項目	5,300円
		重金属定量試験	1項目	8,000円
		合成甘味料定量試験	1項目	9,600円
		合成着色料定性試験	1項目	6,000円 1色につき
		天然着色料定性試験	1項目	8,400円 1色につき

種 別		単位	料 金	摘 要	
理化試験検査	プロピレングリコール定量試験	1項目	9,600円		
	合成保存料定量試験	1項目	7,200円		
	発色剤定量試験	1項目	6,000円		
	発酵調整剤定量試験	1項目	8,000円		
	漂白剤定量試験	1項目	6,000円		
	臭素酸カリウム定量試験	1項目	8,000円		
	縮合リン酸定量試験	1項目	8,000円		
	酸化防止剤定量試験	1項目	8,000円		
	金属定量試験	1項目	9,600円		
	シアノ定量試験	1項目	7,200円		
	油定量試験	酸化	1項目	4,800円	
	過酸化物価	1項目	4,800円		
	カルボニール価	1項目	4,800円		
	チオバルビツール酸価	1項目	4,800円		
検査	糖試験	全糖簡易定量	1項目	1,200円	
	糖類分別定量	1項目	9,600円		
	缶、ビン圧試験	1検体	1,000円		
	添加物規格試験	1検体	15,400円	ただし、金属定量試験のあるものは除く。	
	異物試験	浮上法又は沈降法	1検体	8,000円	
査	直接検鏡	1検体	2,400円		
	蛍光染料簡易定性試験	1検体	2,400円		
	水素イオン濃度測定試験	1検体	1,200円		
	陰イオン界面活性剤定量試験(容器)	1項目	6,000円		
	アルコール定量試験	1項目	8,000円		
	揮発性塩基窒素定量試験	1項目	6,000円		
	ヒスタミン定量試験	1項目	12,000円		

種 別			単位	料 金	摘 要
理 化 学 試 験 検 査	食 品 検 査	灰 分	1項目	6,000円	
		水 分	1項目	2,400円	
		粗たん白	1項目	6,000円	
		粗脂肪	1項目	6,000円	
		粗纖維	1項目	6,000円	
		でん粉	1項目	6,600円	
		ビタミンB1	1項目	10,000円	
		ビタミンB2	1項目	10,000円	
		ビタミンC	1項目	10,000円	
		ビタミンA	1項目	15,000円	
		ビタミンE	1検体	18,000円	2項目まで。3項目からは1項目 増すごとに9,000円を加算する。
農 藥 検 査	農 藥 検 査	水分活性試験	1項目	5,000円	
		合成抗菌剤定量試験	1項目	18,000円	
		残定留量農試薬驗	多成分	1検体	36,000円
			單成分	1項目	18,000円
		P C B 定量試験	食 品	1検体	48,000円
			包 裝 紙	1検体	18,000円
		フタル酸エスチル	容器包装中	1検体	18,000円
		有機水銀定量試験		1項目	18,000円
		残留塩素定量試験		1項目	18,000円
		重金属定量試験		1項目	9,600円
公 審 試 験 検 査	水 質 汚 濁 検 査	簡易物理検査	1項目	700円	
		一定般量化試験	簡易なもの	1項目	2,000円
			やや複雑なもの	1項目	3,900円
			複雑なもの	1項目	5,800円
		金属定量試験		1項目	5,400円
		有機水銀定量試験		1検体	20,000円

種 別		単位	料 金	摘 要		
公 害 試 験 検 査	水 質 汚 濁 検 査	有機水銀確認試験	1検体	26,000円		
		有機リン定量試験	1検体	20,000円 3項目まで。4項目からは1項目 増すごとに4,000円を加算する。		
		有機塩素定量試験	1検体	32,300円 3項目まで。4項目からは1項目 増すごとに5,400円を加算する。		
		低沸点有機ハロゲン化合物定量試験	1検体	24,000円 4項目まで。5項目からは1項目 増すごとに4,800円を加算する。		
		生物化学的酸素要求量測定試験	1検体	6,700円		
	細菌検査	菌 数	1項目	2,600円		
		最 確 数	1項目	4,200円		
		M F C 法	1項目	3,100円		
	有害化 物質定量 試 験	抽出法のやや複雑なもの	1項目	35,900円		
		抽出法の複雑なもの	1項目	41,300円		
	土壤 ・底 質 試 験	簡易な も の	1項目	3,600円		
		やや複雑な も の	1項目	7,000円		
		複雑な も の	1項目	8,300円		
		特 殊 な も の	1項目	18,400円		
		有害化学物質定量試験	1項目	40,600円		
	大 気 汚 染 検 査	降下ばいじん測定試験	不溶解性成分 溶 解 性 成 分	1検体 1検体	7,200円 13,200円	
		硫黄酸化物定量試験	1検体	3,600円		
		簡易物理検査	1項目	1,200円		
		一般化学定量試験	簡易な も の 複雑な も の	1項目 1項目	2,000円 4,500円	
		濃度測定	浮遊粉じん試験	一般ろ紙法 特殊ろ紙法	1項目 1項目	2,400円 5,900円
		金属定量試験	1項目	7,200円		
		特殊成分	簡易な も の 複雑な も の	1項目 1項目	5,000円 17,900円	

種 別			単位	料 金	摘 要	
公 害 試 験 検 査	大 氣 汚 染 檢 査	ガス状 成分分析	簡易なもの 複雑なもの	1項目 1項目	5,000円 12,000円	
		重油中硫黄分測定	1検体	1検体	3,700円	
	惡 臭 分 析 試 驗	ア シ モ ニ ア 定 量 試 驗	環境測定 発生源測定	1項目 1項目	15,000円 12,000円	
		特 殊 惡 定 臭 量 試 驗	環境測定 発生源測定	1項目 1項目	20,000円 20,000円	
	金属定量試験(雨・雪)		1項目	1項目	5,400円	
	アスベスト定量試験		1項目	1項目	9,600円	
	設 備 等 使 用 料		1 回	実費相当額		
	そ の 他	自動記録計用液	吸 収 液	10 ℥	1,800円	
		調製手数料	等 價 液	1標準物質	4,800円	
	証明手数料	一 般	1 件	1 件	300円	
		複雑なも	の	1 件	400円	

備考

- 保健対策上特に必要があるときは、この表の料金によらないことができる。
- この表に記載していない使用料等は、他の類似する種目に対応する使用料等に準じて徴収する。

様式1 (B5判)

衛生研究所使用申込書	
年 月 日	
札幌市衛生研究所長 殿	
住 所	印
職 業	
氏 名	
札幌市衛生研究所を下記のとおり使用したいので、許可願います。	
記	
1 試 験 室	
2 試 験 事 項	
3 使 用 期 間	
なお、許可のうえは、諸規則をよく守り、係員の指示に従って使用し、 決して迷惑はかけません。	

様式2 (B5判)

試験等申込書	
年 月 日	
札幌市衛生研究所長 殿	
住 所	印
氏 名 (法人にあってはその 名称及び代表者氏名)	
札幌市衛生研究所条例第3条により、下記の試験を依頼したいので、料金 円を添えて申込みます。	
試験品名	
試験目的	
摘要	

備考 試験の性質上この様式によりがたいときは別に定める。

様式3(B5判)

札幌市衛生研究所使用料(手数料)減免申請書	
年月日	
札幌市長 殿	
住 所	
氏 名	(印)
下記の事由により、札幌市衛生研究所条例第5条による減額(免除)をしてくださるよう申請します。	
事 由	
減 免 事 項	

最近の規則の改正

昭和56年2月25日施行

別表に「神経芽細胞腫スクリーニング」を追加した。

昭和56年9月21日施行

(1) 第5条第3項の「減免許可書の交付」を「通知」に改め、様式4(減免許可書)を削除した。

(2) 別表から「ふん便検査(虫卵検査)直接塗まつ法」を削除した。

昭和58年4月1日施行

別表中の神経芽細胞腫スクリーニングの料金を「1,200円」から「800円」に改めた。

昭和59年4月1日施行

使用料等の大幅改定を行った。

(改定58項目、新設49項目、廃止18項目)

昭和60年4月1日施行

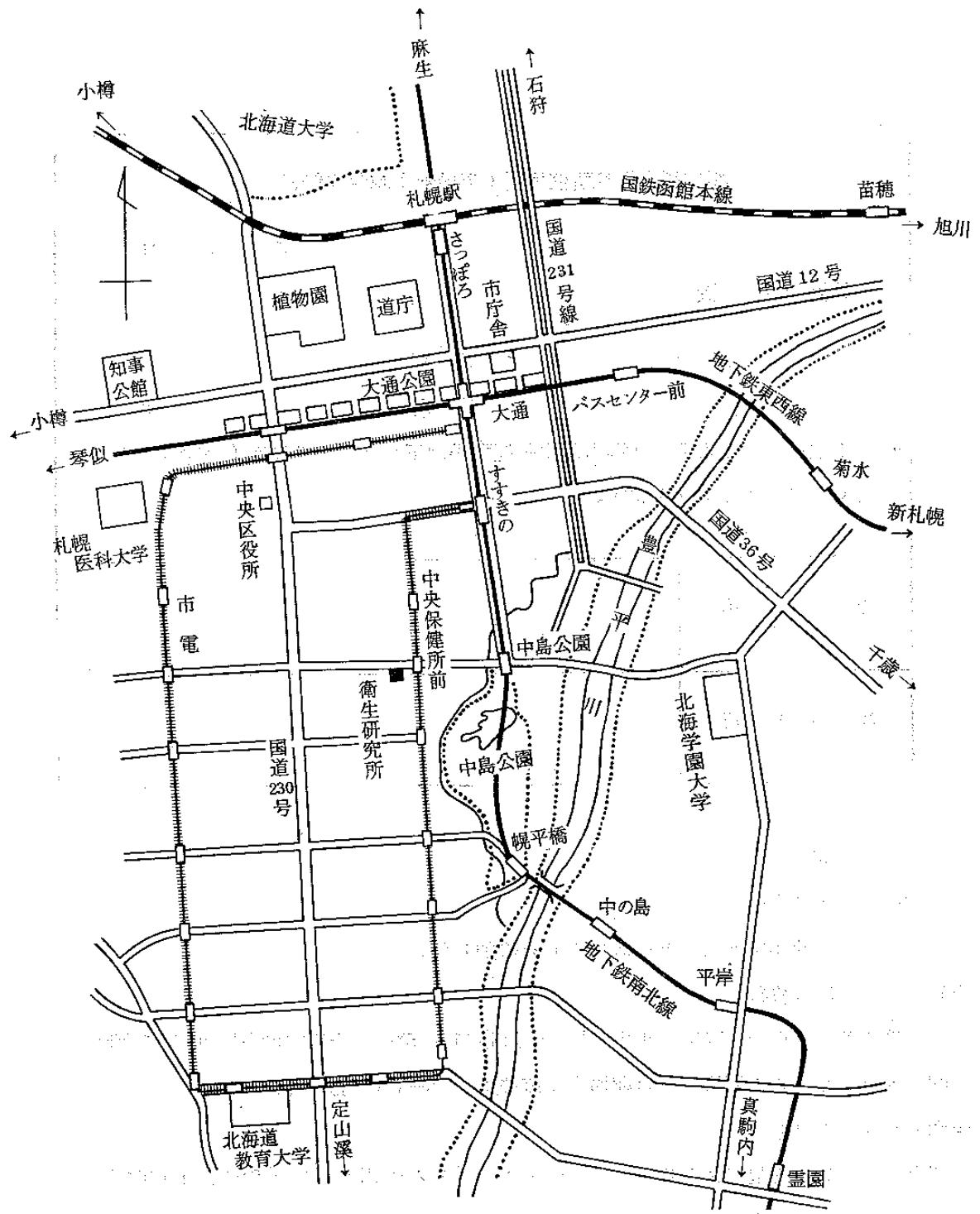
別表から「神経芽細胞腫スクリーニング」を削除した。

昭和61年6月1日施行

別表に「妊娠甲状腺機能検査」を追加した。

昭和63年4月1日施行

使用料等の大幅改定を行った。



所報編集委員

委員長	清 良 夫
委員員	高 高 橋 森 藤 泰 昌
	大 佐 塚 信 一 郎
	佐 小 格 之 雄
	大 塩 内 恒 忠
	山 崎 茂

札幌市衛生研究所年報（第14号）

昭和61年度

印 刷 行 昭和63年3月29日
發 行 昭和63年3月30日

編集兼 064 札幌市中央区南9条西7丁目
發行 札幌市衛生研究所
TEL (011) 511-7221(代)

印刷所 札幌市豊平区豊平8条8丁目2-12
北邦印刷
TEL (011) 821-9310